

キャッシュカードの偽造・盗難による ご預金の不正な払戻し被害の補償に関するお知らせ

徳島大正銀行では、「偽造・盗難によるキャッシュカード被害」が発生した場合は、預金者保護法にもとづき補償いたします。

ただし、お客さまに『故意』、『重大な過失』、『過失』があった場合や、盗難カードによる被害において当行への通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合などには、補償を受けられない場合がございます。また、お客さまのカードや暗証番号の管理・登録状況等により、補償額が減額される場合もございますので、十分にご注意いただきますようお願い申し上げます。

1. 補償の範囲

個人のお客さまについて、預金者保護法の規定する範囲内で、キャッシュカードの偽造・盗難による預金の不正な払戻し被害について補償します。

2. 補償額の減額もしくは補償を受けられないこととなるお客さまの「重大な過失」または「過失」について

重大な過失	① 他人に暗証番号を知らせた場合 ② 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 ③ 他人にキャッシュカードを渡した場合 ④ その他本人に①から③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 (注)上記①および③については、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。
過失	①生年月日、自宅の住所地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、なおかつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合 ②暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合 ③暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、なおかつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合 ④キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合 ⑤酩酊等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状態においた場合 ⑥その他、上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合

(注)「重大な過失または過失となりうる場合」についての詳しい説明書は当行窓口までお申し出ください。

3. 補償額の減額または補償を受けられない可能性のある場合について

【偽造カードによる被害】

- ・ お客さまに「故意」、「重大な過失」があった場合

【盗難カードによる場合】

- ・ お客さまに「故意」、「重大な過失」、「過失」があった場合
- ・ カード盗難の当行への通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合
- ・ お客さまのご親族、同居人、家事使用人などによる払戻しの場合
- ・ お客さまが当行への説明において虚偽の説明をした場合
- ・ 戦争、暴動等に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

(注) 盗難カードとは、盗取された真正カードをいいます。紛失、詐欺、恐喝により生じた被害は法律で補償対象外となります。

4. お客さまのご協力とお願いについて

- (1) キャッシュカードが手元から無くなる、身に覚えのない取引があるなど被害にあったと思われる場合には、直ちに当行までご連絡ください。また、キャッシュカードと暗証番号の管理は厳重に行っていただき、「重大な過失」、「過失」になるようなお取扱いは、絶対に行わないでください。
- (2) 補償にあたっては、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行所定の調査をさせていただくなど、お客さまにご協力いただく必要があります。また、被害状況の調査等に時間を要する場合もございますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

【徳島大正銀行への連絡先】

平日(8:45~17:00)	営業時間中は各お取引店へ
上記以外の時間帯	(平日の8:00~8:45、17:00~21:00、休日の8:00~21:00) とくぎん自動機監視センター 088-654-6611
深夜、早朝	とくぎん本店 088-623-3111

5. 補償に関するキャッシュカード規定の要旨

1. 偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または本人に重大な過失があった場合を除き、その効力を生じないものとします。
 2. カードの盗難により、不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
 3. 本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた払戻しにかかる損害額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、本人に過失があった場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 4. 次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C 本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- (注) 詳しくはカード規定によりご確認ください。(カード規定は当行窓口までお申し出ください)

以上

(2022.12.09)